

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項によりなお従前の例によることとされた地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり使用料の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

2026年（令和8年）4月1日

藤沢市長

鈴木 恒夫

1 委託を受けた者

藤沢市朝日町1番地の1
公益財団法人藤沢市みらい創造財団
理事長 宮 治 正 志

2 委託に係る使用料の種類

青少年会館に係る使用料

3 委託の期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで